

令和元年台風第19号

地域企業再建支援事業費補助金

令和元年台風第19号により被害を受けた、静岡県内の中小企業者等が事業活動の再建に取り組む経費の一部を補助します。

<補助対象期間>

令和元年台風19号の被害を受けた日から令和2年12月28日（月）まで

※12月28日までに対象経費全額の支払いを完了する必要があります

※申請予定の方は、9月末までに下記ご連絡先までお問い合わせください

<補助金対象者条件>

- ・ 中小企業者等（個人事業主含む）であること
 - ・ **保険金等の受け取り額を除き、補助対象経費の総額が150万円以上**であること
 - ・ 支払い関係書類が残っていること（請求書・領収書など）
 - ・ 補助対象施設等の所有を証明する書類があること（固定資産台帳など）
- ※ 申請にあたっては、台風19号の被害であることの証明として、被災証明書若しくは罹災証明書の提出が必要です

<補助対象経費>

- ・ 建物（施設）の修繕及び建築工事等に要する経費
- ・ 償却資産として計上する機械設備等の購入・修繕に係る費用
- ・ 業務用のみに使用する車両の修理・購入に係る費用

<補助率>

- ・ 3/4（補助対象経費の75%） 限度額7500万円

<連絡先>

- 静岡県庁経済産業部商工業局商工振興課 担当 塚口
054-221-2512
- メールアドレス（静岡県商工振興課）
ssr@pref.shizuoka.lg.jp

※ 本補助金の詳細は県HPに掲載の「申請の手引き」をご確認ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-510/taihuu19/20191211.html>

その他ご不明な点がございましたらご連絡ください。